

平成31年度 「タクシー券」を交付します

高齢者と重度障がい者(児)の社会活動を支えるために、タクシー料金の一部を助成します。「タクシー料金助成事業乗車券(タクシー券)」を希望する人は申請してください。

対象者・金額(年間)

対象者	金額(年額)
満75歳以上で、 乗合タクシーに登録をしている人 (当日、窓口で同時に登録申請可) ※心身等の事情で、セダン型タクシーである乗合タクシーに乗車することが困難な人は除く(その場合は、長寿健康課高齢者支援グループへご相談ください)	10,000円
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを所持している人 ※自動車税の減免制度、燃料費助成制度が適用されている人は対象外	15,000円(じん臓機能障害1級の身体障害者手帳を所持している人は45,000円)

申請手続き

乗合タクシーの利用者登録手続きを行っていただいた後、タクシー券の申請書をご提出ください。

障がいのある人、すでに乗合タクシーの利用者登録をしている人は、タクシー券の申請のみ行ってください。

※タクシー券は窓口で交付します。乗合タクシー利用カードなどは後日郵送します。

申請手続きに必要なもの

	本人が申請する場合	代理人が申請する場合
タクシー券	①本人の身分証明書1点 ②認印 ③本人の乗合タクシー利用カード(登録済みの人のみ)	①本人の身分証明書(写し可)1点 ②代理人の身分証明書1点 ③代理人の認印 ④本人の乗合タクシー利用カード(登録済みの人のみ)
乗合タクシー	①本人の身分証明書1点 ②カラーの顔写真(申請前6カ月以内に撮影したもの) サイズ縦3cm×横2.5cm(申請窓口での写真撮影可)	①本人の身分証明書(写し可)1点 ※代理人の身分証明書は不要 ②本人のカラーの顔写真(申請前6カ月以内に撮影したもの) サイズ縦3cm×横2.5cm

【身分証明書として使えるもの】 運転免許証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポートなど

申請場所

- 長寿健康課高齢者支援グループ(あいあい9番窓口)
- 地域福祉課障がい者支援グループ(あいあい4番窓口)
- 地域観光課地域サービスグループ(関支所)

※加太出張所でも申請書を受け付けます(交付は後日郵送)。



ご利用の際の注意点

- タクシー券の利用は、助成を受けた本人に限ります。
- 1回の乗車につき2,000円を限度として、協力タクシー会社で使用できます(お釣りは出ません)。
- 乗車・降車地の両方、またはいずれかが亀山市内の場合に使用できます。
- タクシー券の交付は1人につき年度内1回で、再交付はしません。
- タクシー券を他人に譲渡したり、売買や換金することはできません。
- 不正使用の場合は、助成額を返還していただくだけでなく、犯罪行為となることがあります。

問合せ先

- ▷長寿健康課高齢者支援グループ
(あいあい ☎84-3312)
- ▷地域福祉課障がい者支援グループ
(あいあい ☎84-3313)
- ▷地域観光課地域サービスグループ
(関支所 ☎96-1212)
- ※乗合タクシーについては、
産業振興課商工業・地域交通グループ
(☎84-5049)